

■ 第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム（C o 1 - Y F）に参加しました（令和3年10月9日及び同月10日）

令和3年10月9日及び同月10日、東京国際フォーラムにおいて、法務省が主催者となり、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）、外務省、日本弁護士連合会の後援のもと、第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム（C o 1 - Y F）が来場及びオンラインを併用したハイブリッド方式において開催されました。

本フォーラムでは、「多様性と包摂性のある社会に向けた若者の役割」という全体テーマのもと、若者の参加者は2つの分科会のいずれかに割り当てられ、「成年年齢に達することと社会への参画」、「コロナ後の犯罪防止・刑事司法—包摂的社会の実現に向けた若者の役割」について議論を行いました。各分科会では複数のグループに分かれて熱心な議論が行われた後、勧告案の取りまとめがなされました。各分科会における議論の結果は、代表報告者（ラポラトゥール）により全体会合に報告され、最終的に「勧告」として採択されました。また、その「勧告」は、同年11月に行われた国連の犯罪防止刑事司法委員会に提出されました。

国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）の教官のほか、当部からも、庄地美菜子教官、伊藤みずき教官及び黒木宏太教官が、モデレーター等として参加しました。計41か国から約120名の若者が参加をし、活気あるフォーラムとなりました。



【ユースフォーラム（オンラインディスカッション）の様子】



【議論のポイントの説明の様子】



【法務総合研究所国際協力部（写真左側）の会場ブースの様子】